

一般社団法人社会情報学会学生会員取扱細則

2012年9月16日

制定

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人社会情報学会会員規則第3条の規定に関して、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）の学生会員の取扱方法を定めるものである。

(大学等に準ずる学校の意義)

第2条 一般社団法人社会情報学会定款（以下「定款」という。）第6条第1項第2号に定める大学等に準ずる学校は、放送大学学園法に基づく特別な学校法人による大学である放送大学、独立行政法人 大学評価・学位授与機構 がその課程が大学の学士課程等と同等の教育水準であると認定した大学校（防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、国立看護大学校、水産大学校ならびに能力開発総合大学校をいう。）とする。

(正会員が学生の身分を有するに至った時の取り扱い方法)

第3条 正会員が、定款第6条第1項第2号に定める学校に入学して、学生の身分を有する時は、当該会員の届出により、学生会員として取り扱う。

2 前項の取り扱いは、本学会の評議員および役員には適用しない。

3 第1項の届出を行った正会員は、一般社団法人社会情報学会評議員選挙規則第3条および第4条に規定する評議員選挙における被選挙権および選挙権を有さない。

4 第1項の届出を行った正会員は、一般社団法人社会情報学会役員候補者選出規則第5条および第6条に規定する役員候補者選挙における被選挙権および選挙権を有さない。

(本細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則

1 この細則は、2012年4月1日に遡及して施行する。